

名古屋港管理組合公報

平成27年 3月13日
(金曜日)
第554号

目 次

○平成26年名古屋港管理組合告示第5号の一部改正	1
○名古屋港管理組合議会議員の失職	3
○名古屋港管理組合監査委員の失職	3

告 示

名古屋港管理組合告示第 4 号

平成26年名古屋港管理組合告示第 5 号（港湾法に基づく放置等の行為を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月13日

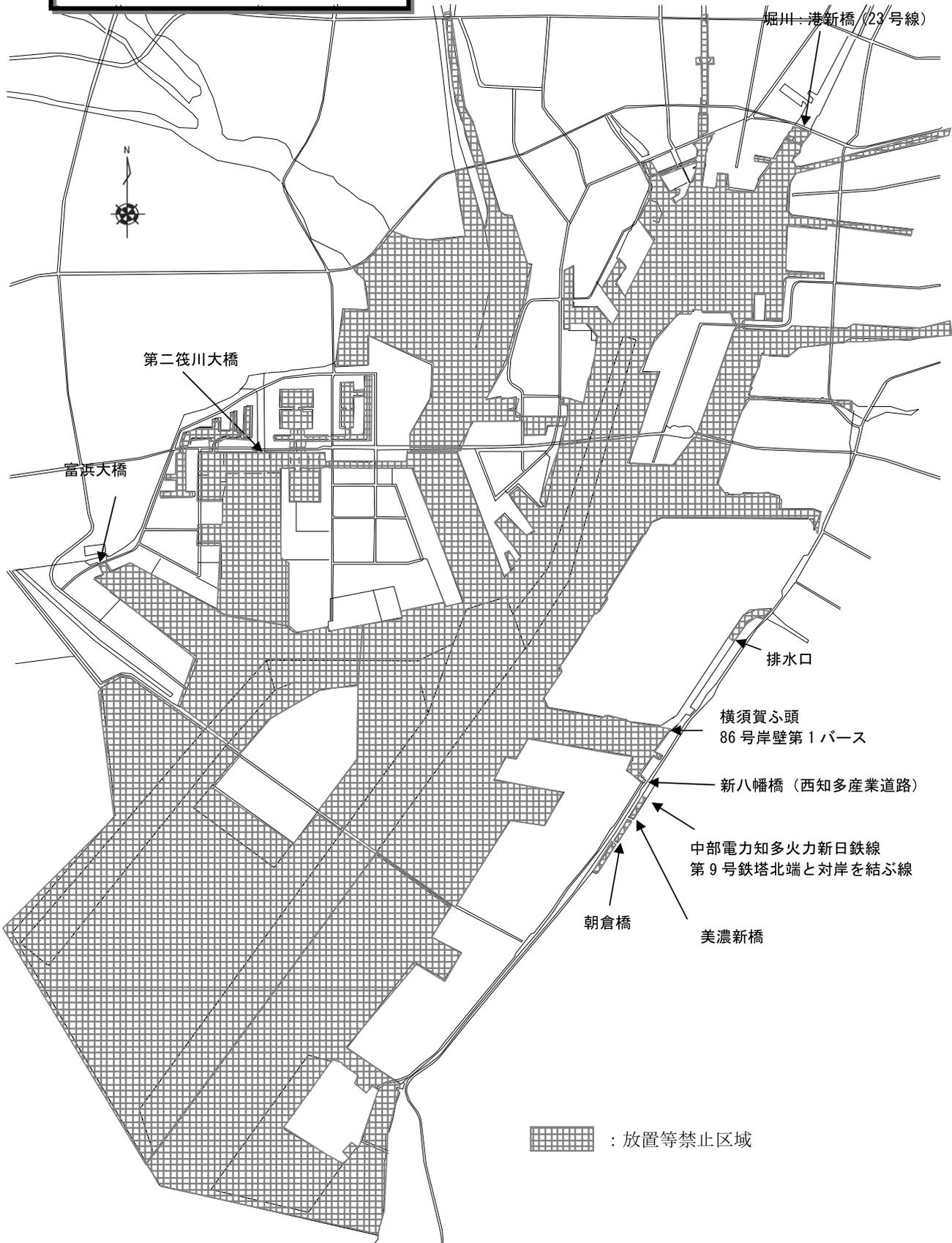
名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

- 1 放置等禁止区域(5)中「朝倉橋北端」を「中部電力知多火力新日鉄線第 9 号鉄塔北端と対岸を結ぶ線」に改める。

施行期日

平成27年 4月 1日

放置等禁止区域の指定区域



議 会 事 項

名古屋港管理組合議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

西 川 ひさし
小 川 としゆき
近 藤 和 博
余 語 さやか
ふじた 和 秀也
服 部 将 健一
佐 藤 潤之輔
とみぐち 清 明彦
山 口 神 邦 一
伊 藤 庭 宜 登雄
加 金 村 光 子
大 舟 橋 貴 猛
中 川 貴 元

は、名古屋港管理組合同規約第7条第2項の規定に基づき平成27年3月12日失職した。

雑 報

名古屋港管理組合監査委員伊神邦彦は、平成27年3月12日名古屋市会議員の任期満了に伴い名古屋港管理組合議会議員でなくなったので、名古屋港管理組合監査委員の職を失った。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合